

事業評価委員会設置要領の 一部改正について

香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会設置要領の改正について（案）

1 改正理由

平成 28 年度から、個人の認定農業者を補助対象に含む単独県費補助事業等が新たに創設・拡充されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置の目的)</p> <p>第 1 <u>強い農業づくり交付金対象事業、産地パワーアップ事業、かがわの水田有効活用条件整備事業、「おいでまい」等ブランド強化事業、薬用作物振興事業、かがわ園芸産地活性化促進事業、農作業支援体制構築事業、オリーブ生産拡大総合支援事業、盆栽産地基盤強化対策事業、かがわ 6 次産業化等促進整備事業及び企業等農業参入促進事業の実施手続等についての意見を聴くため、香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>第 2～第 5 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>この要領は、平成 2 8 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(設置の目的)</p> <p>第 1 <u>強い農業づくり交付金対象事業、かがわの水田有効活用条件整備事業、「おいでまい」生産・販売拡大対策事業、高品質園芸作物生産拡大条件整備事業、農作業支援体制構築事業、かがわ 6 次産業化等促進整備事業、「さぬき讚フルーツ」生産拡大事業、施設園芸推進事業、オリーブ生産拡大総合支援事業及び企業等農業参入促進事業の実施手続等についての意見を聴くため、香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>第 2～第 5 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>[新設]</p>

香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会設置要領（案）

（設置の目的）

第1 強い農業づくり交付金対象事業、産地パワーアップ事業、かがわの水田有効活用条件整備事業、「おいでまい」等ブランド強化事業、薬用作物振興事業、かがわ園芸産地活性化促進事業、農作業支援体制構築事業、オリーブ生産拡大総合支援事業、盆栽産地基盤強化対策事業、かがわ6次産業化等促進整備事業及び企業等農業参入促進事業の実施手続等についての意見を聴くため、香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中に欠員となった補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

5 委員は、協議に関して知り得た個人情報について、個人の権利利益の保護に留意し、第三者に漏らしてはならない。委員を退任した後においても同様とする。

（委員長）

第3 評価委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（庶務）

第4 評価委員会の庶務は、農政水産部農業生産流通課で処理する。

（その他）

第5 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成13年3月23日から施行する。

この要領は、平成14年5月29日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年3月22日から施行する。

この要領は、平成22年3月26日から施行する。

この要領は、平成23年3月22日から施行する。

この要領は、平成24年3月30日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年9月2日から施行する。

この要領は、平成28年 月 日から施行する。